

公益通報者保護法案の評価とヘルプラインの設置・運用状況について 株主オンブズマンの上場企業アンケート調査結果（速報）

調査目的と調査対象

近年、公益通報（内部告発）によって企業の違法・不正が発覚する事例が続発している。そういうなかで、内閣府の国民生活審議会における検討を経て、2004年3月9日、公益通報者保護法案が国会上程された。その後、さしたる審議のないまま、5月25日、衆議院本会議で与党の賛成により可決され、参議院に送られた。

本会は、株主の立場から企業の違法行為の監視と是正のために活動している市民団体（昨年7月にNPO法人に移行）として、2002年には、150余りの食品企業に対して2度にわたり、公益通報に関わるコンプライアンスとヘルプラインについてアンケート調査を実施し、その結果を本会ホームページに発表した。

今回のアンケート調査は、公益通報者保護制度の導入を前に、日経300銘柄プラス食品152社の合計432社（重複を除く）が、公益通報者保護法案をどのように評価しているか、また、内部通報の窓口としてヘルプラインをどのように設置・運用しているかを把握することを目的に実施したものである。

調査内容

1. 公益通報者保護法の必要性について
2. 保護法を制定する必要があると考える理由について
3. 保護法を制定する必要がないと考える理由について
4. 保護法の対象となる公益通報の範囲について
5. 保護される通報者の範囲について
6. 通報者保護の内容について
7. 外部通報が保護される場合の要件について
8. 社内通報の窓口としてのヘルプラインの設置状況について
9. 通報者の不利益処分の禁止や救済措置の規定の有無について
10. ヘルプラインの窓口の設置先について
11. 最近1年間のヘルプラインへの通報・相談件数について
12. 比較的件数の多い通報・相談事例について
13. ヘルプラインの仕組みなどの周知徹底に向けての取り組みについて
14. ヘルプラインの機能の度合について
15. 役員やトップの違法・不正に対処する仕組みの有無について
16. グループ企業の通報の受け先について
17. その他ヘルプラインに関して特に取り組んでいることについて

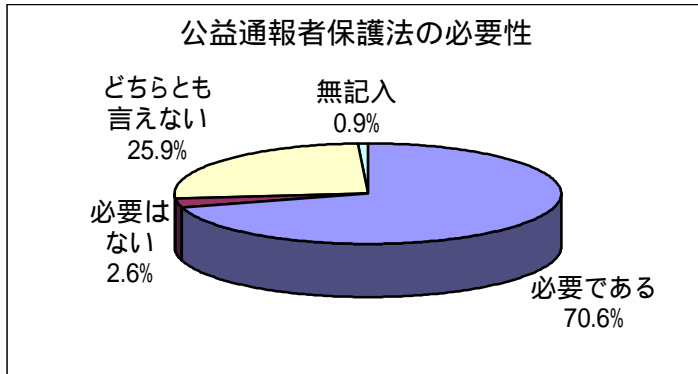
調査期間と回答率

2004年3月10日に食品企業プラス日経300銘柄の合計432社（重複を除く）に対して調査用紙を送付し、5月30日までに228社から回答を得た。回収率は52.8%であった。

調査結果の概要

A 公益通報者保護法案について

1. 公益通報者保護法の必要性について

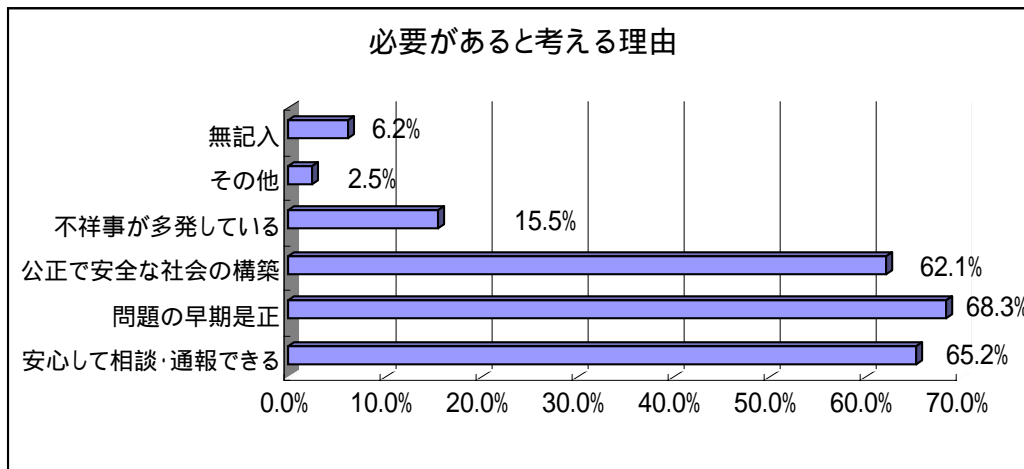


この質問では、公益通報者保護法案が国会上程された状況を踏まえ、公益通報者保護法を制定する必要があるかどうかを尋ねた。回答結果は全体の7割にあたる161社（70.6%）が「必要である」と答えた。「必要はない」と答えた企業は6社（2.6%）にとどまった。ただし、「どちらとも言えない」と答えた企業が59社（25.9%）あった。

参考までに2002年の株主オンブズマンの食品企業に対する第2次調査では、40%の企業が公益通報者保護制度の導入が「必要である」、56%の企業が「どちらとも言えない」と答えていた。「必要はない」と答えた企業はなかった。また、同年の内閣府国民生活局の「公益通報者保護制度に関する企業へのアンケート調査結果」によれば、40%の企業が同制度について「必要である」と答え、52%の企業が「場合によっては必要である」と答えた。「必要はない」と答えた企業は8%であった。

これらの先行調査と比べると、今回の調査では公益通報者保護制度を必要視する企業が大幅に増えている。

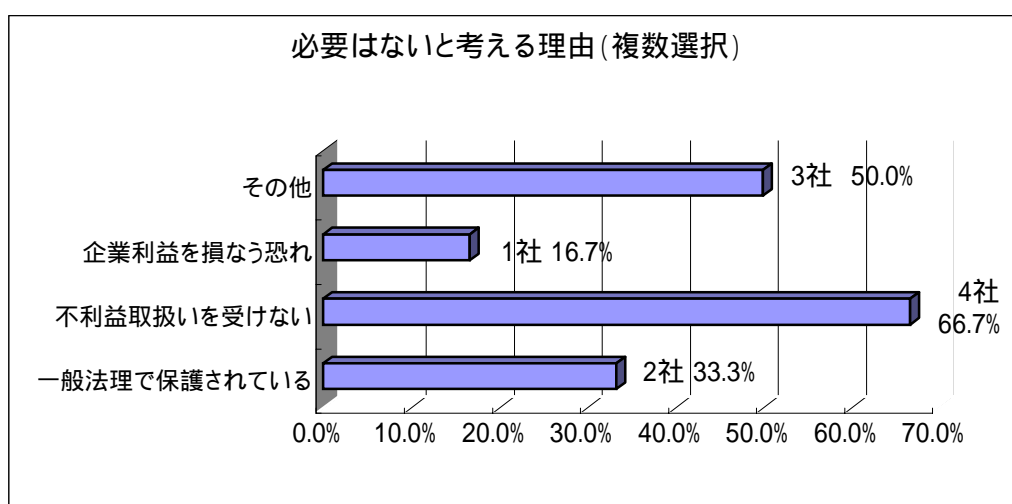
2. 保護法を制定する必要があると考える理由について



(注) %は問1で「必要がある」と答えた161社に対する比率

この質問では、問1で「必要である」と答えた161社に「公益通報者保護法」を制定する必要があると考える理由について複数選択で尋ねた。回答は「問題の早期是正に役立つ」（社内の問題が早期に発見・是正されるようになり、消費者との信頼関係の構築に役立つ）がもっとも多く、110社（68.3%）に上った。次いで、「安心して相談・通報できる」（従業員等が会社指定のヘルプラインへ安心して相談・通報できる）105社（65.2%）、「公正で安全な社会の構築」（公正で安全な社会を築くために必要な制度である）100社（62.1%）の順であった。「不祥事が多発している」（内部告発をきっかけとして発覚する不祥事が多発している）という理由を挙げたのは25社（15.5%）であった。

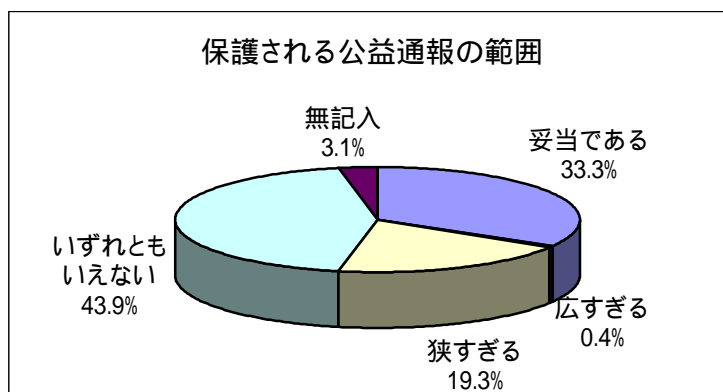
3. 保護法を制定する必要はないと考える理由について（複数選択）



（注）％は問1で「必要がない」と答えた6社に対する比率

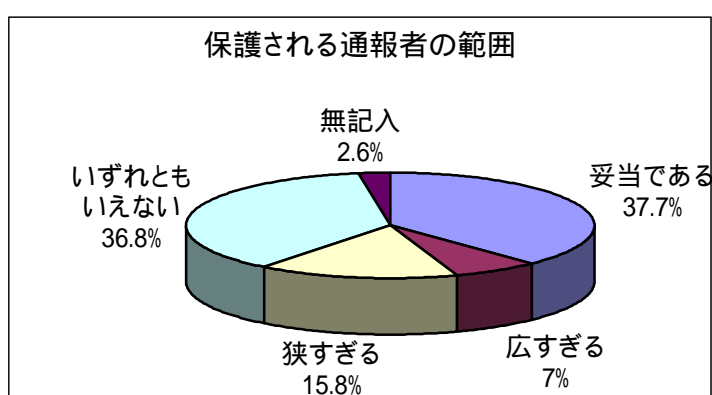
この質問では問1で「必要はない」と答えた6社に、「公益通報者保護法」を制定する必要はないと考える理由について尋ねた。回答は、「保護法を制定しなくても、公益通報をしたことで従業員等が不利益処分を受けることはない」4社（66.7%）、「保護法を制定しなくても、公益通報者は一般法理で保護されている」2社（33.3%）、「保護法は密告や機密漏洩を助長し、企業利益を損なう恐れがある」1社（16.7%）となっている。

4. 保護される公益通報の範囲について



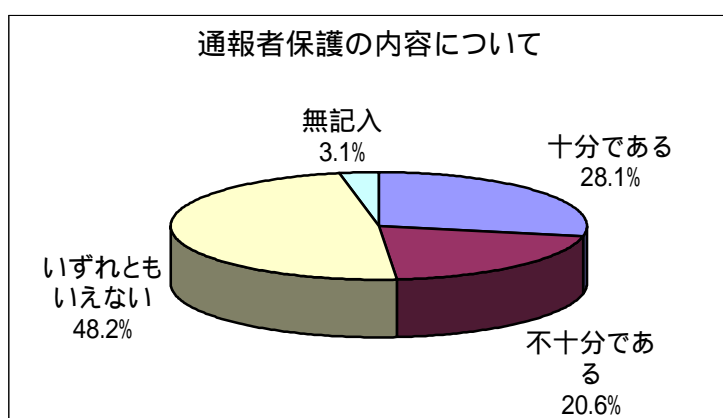
国会で審議中の法案は、保護される公益通報の範囲を原則として刑罰で強制される特定の法令に定められた行為に限定しており、生命身体に危険があっても法令に定めのない場合は除外している。そのことを踏まえて、この質問では、保護される公益通報の範囲について、(1) 妥当である (2) 広すぎる (3) 狭すぎる (4) いずれともいえない、のいずれと考えるかを尋ねた。回答結果を見れば、3分の1の企業(76社、33.3%)が「妥当である」と考えているが、4割強の企業(100社、43.9%)は「いずれともいえない」と態度表明を保留している。「広すぎる」と考えている企業はわずか1社(0.4%)にすぎない一方で、44社(19.3%)は「狭すぎる」と考えている。公益通報の保護範囲を広くすることには経済界の強い反対があると伝えられているだけに、約2割の企業が「狭すぎる」と考えていることは注目される。

5. 保護される通報者の範囲について



この質問では、法案は保護される通報者を労働者(従業員、退職者、派遣社員)に限定し、取引業者を除外していることを念頭において、通報者の範囲についてどのように考えるかを尋ねた。回答結果は「妥当である」86社(37.7%)、「広すぎる」16社(7%)、「狭すぎる」36社(15.8%)、「いずれともいえない」84社(36.8%)であった。全体の6社に1社が保護される通報者の範囲を「狭すぎる」と考えていることは、すべての企業が一概に取引業者の除外を当然視しているわけではないことを示すものとして注目される。

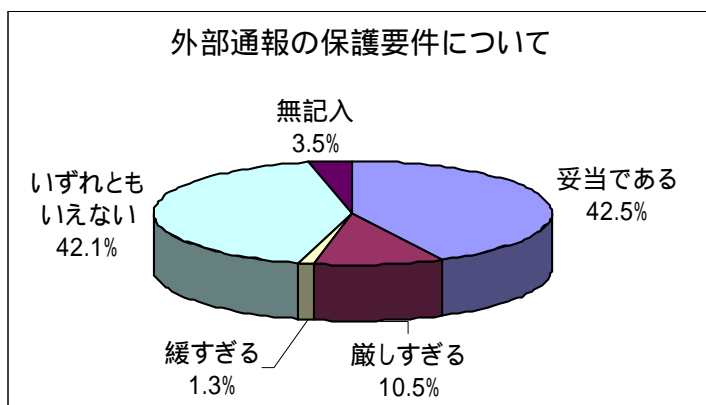
6. 通報者保護の内容について



この質問では、法案には解雇の無効や不利益取扱いの禁止の規定はあるが、救済措置や不利益処分に対する罰則規定がないことを念頭において、企業等における通報者保護の内

容を十分と考えるかどうか尋ねた。回答結果は「十分である」64社(28.1%)、「不十分である」47社(20.6%)、「いずれともいえない」110社(48.2%)であった。2割の企業が保護内容を不十分だと考えていることは、企業サイドからみても公益通報者保護法案に大きな不備があることを示唆している。

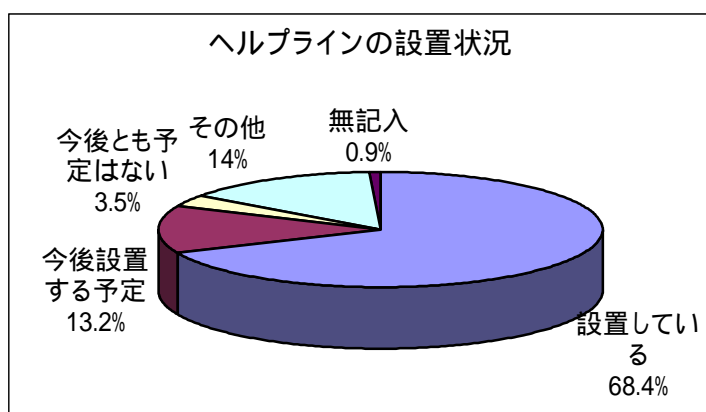
7. 外部通報の保護要件について



この質問では、法案が外部通報の保護要件を厳格に定めているために、たんに通報内容が真実で外部通報をする相当の理由がある、というだけでは外部通報はできないことを念頭において、外部通報の保護要件についてどう考えるかを尋ねた。回答結果は「妥当である」97社(42.5%)、「厳しすぎる」24社(10.5%)、「緩すぎる」3社(1.3%)、「いずれともいえない」96社(42.1%)であった。「緩すぎる」と考える企業が1%余りにすぎず、「厳しすぎる」と考える企業が1割あることは、企業の一部に外部通報の要件を厳しくしすぎると公益通報の趣旨を損なうという懸念があることを示している。

B ヘルプラインについて

8. ヘルプラインの設置状況について

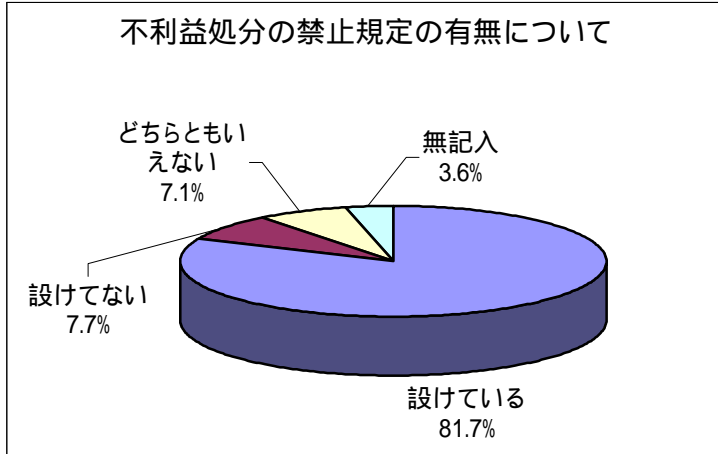


この質問では、社内通報の窓口としてヘルプラインを設置しているかどうかを尋ねた。回答結果は「設置している」156社(68.4%)、「今後設置する予定である」30社(13.2%)、「今後とも設置する予定はない」8社(3.5%)、「その他」32社(14%)であった。

食品企業を対象とした本会の2002年の第2次調査では、社内にヘルプラインを設けている企業は同年中に新設した12社を含め、回答企業100社中、17社(17%)であった。今回の調査で約7割の企業がヘルプラインを設置していることからみて、この間に企業の取

り組みに顕著な前進があったことは疑いない。

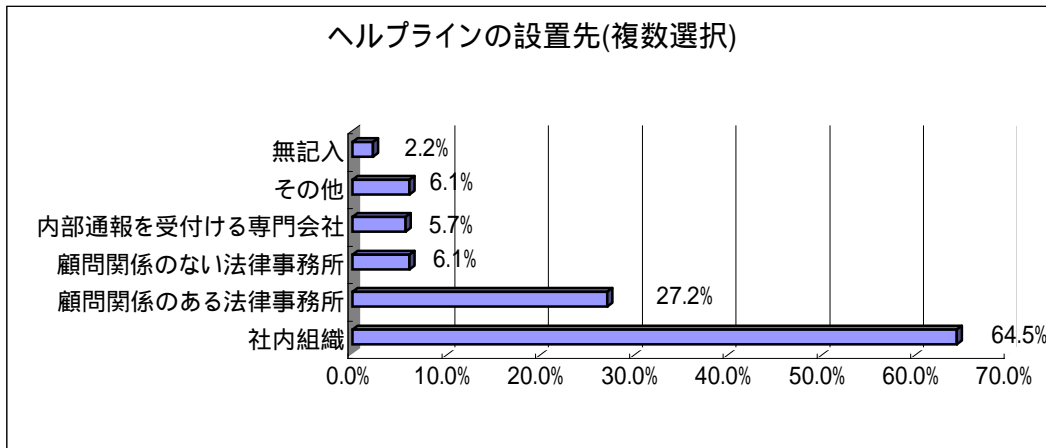
9. 通報者の不利益処分の禁止や救済措置の規定の有無について



この質問では、社内のヘルプラインに通報者の不利益処分の禁止や救済措置の規定を設けているかどうか尋ねた。回答結果は「設けている」138社（81.7%）、「設けていない」13社（7.7%）、「どちらともいえない」12社（7.1%）であった。

食品企業を対象とした本会の2002年の第1次調査では、社内に内部通報者を保護する制度があるかどうかを質問した。その結果、「ある」と回答した企業は11社（回答企業113社の9.7%）であった。その後、企業は不祥事が続発し公益通報者保護法案が浮上するなかで、ヘルプラインの設置や保護規定の導入などの対応を迫られてきた。今回の調査した企業の6割（回答企業228社うちの138社、60.5%）がヘルプラインに内部通報者の保護規定を設けていることは、そうした企業環境の変化を反映していると考えられる。

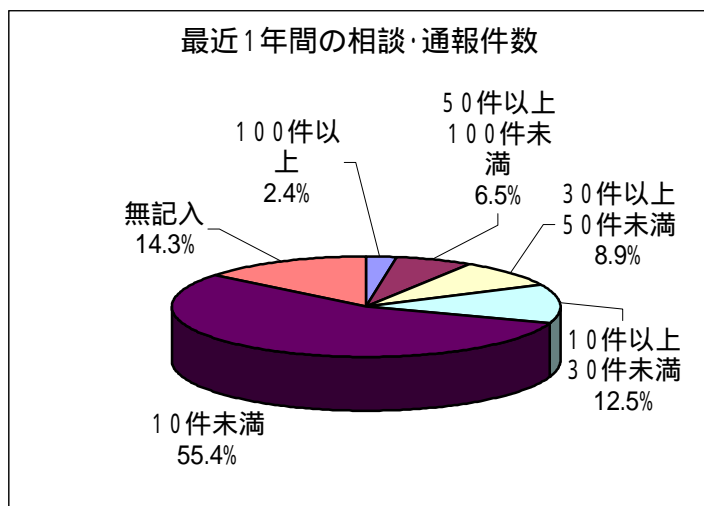
10. ヘルプラインの窓口の設置先について（複数選択）



この質問では、社内の相談窓口であるヘルプラインをどこに設置しているかを尋ねた。回答結果は「総務・法務・監査室・企業倫理委員会などの社内組織」が147社（64.5%）でもっとも多く、次いで、「顧問関係のある法律事務所」62社（27.2%）、「顧問関係のない法律事務所」14社（6.1%）、「内部通報を受付ける専門会社」13社（5.7%）、「その他」14社（6.1%）となっている。複数回答の組み合わせは、社内組織＋顧問関係のある法律事務

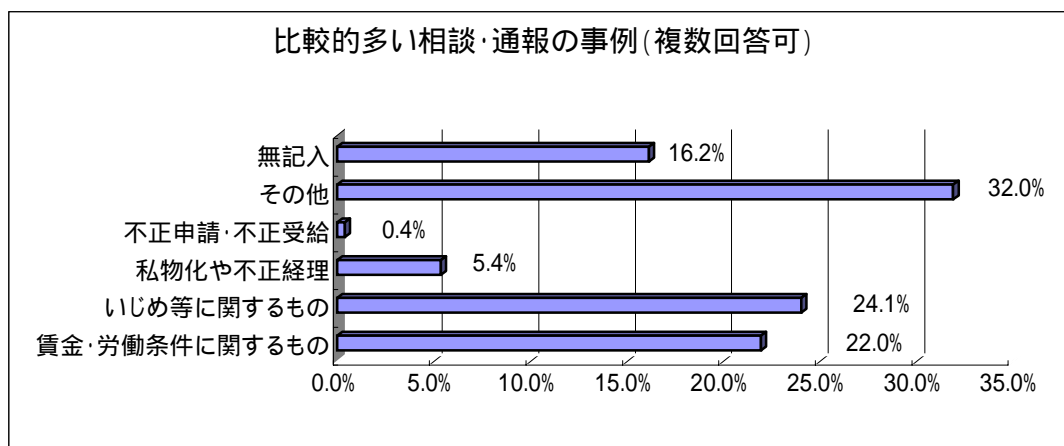
所が 53 社、社内組織 + 顧問関係のない法律事務所が 8 社、社内組織 + 内部通報を受付け専門会社が 8 社である。

11. 最近 1 年間の通報・相談件数について



この質問では、最近1年間（03/01～03/12）のヘルプラインへの通報・相談件数について尋ねた。回答結果は「100件以上」4社（2.4%）、50件以上100件未満」11社（6.5%）、「30件以上50件未満」15社（8.9%）、「10件以上30件未満」21社（12.5%）で、「10件未満」93社（55.4%）であった。過半数の企業は「10件未満」であるが、ヘルプラインは公益通報者保護法の対象となる重大な違法行為だけでなく、日常の些細な法令違反やトラブルも受付けるのが望ましいとすれば、「10件未満」というのは従業員の相談・通報を広く汲み上げる点で問題を残している。

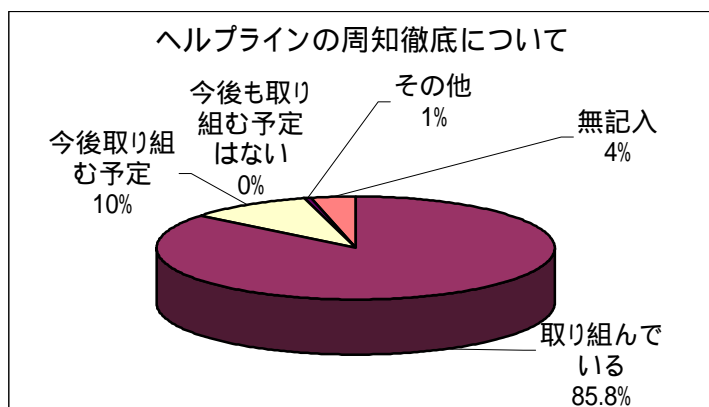
12. 比較的件数の多い通報・相談事例について



この質問では比較的件数の多い通報・相談事例（種類）について複数選択で尋ねた。回答結果は「残業・休日出勤・年休等の労働条件に関する通報・相談」53社（22%）、「セクハラまたは上司や同僚からのいじめ等に関する通報・相談」58社（24.1%）、「会社の資金・財産等の私物化や不正経理に関する通報・相談」13社（5.4%）、「その他のコンプライアンスに関する通報・相談」77社（32%）であった。公益通報支援センターの相談事例ではもっとも多い「補助金や助成金の不正申請・不正受給に関する通報・相談」を挙げたの

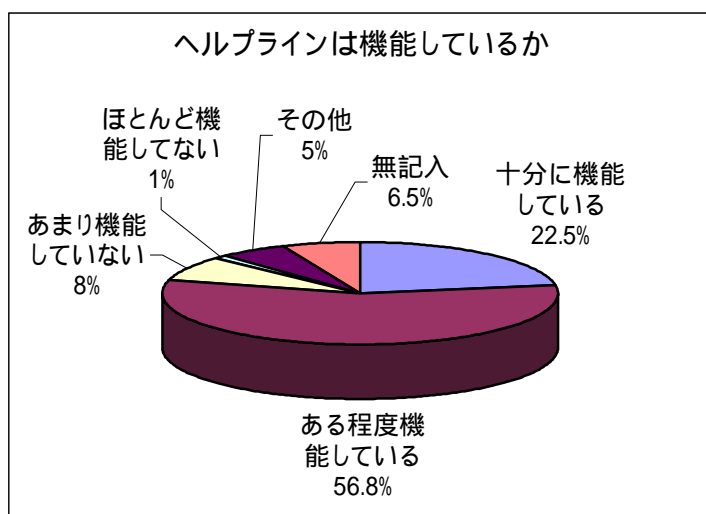
はわずか1社(0.4%)にすぎなかった。このことは、この種の不正申請・不正受給は社内では通報しにくいことを示している。

13. ヘルプラインの仕組みと利用法の周知徹底に向けて取り組むについて



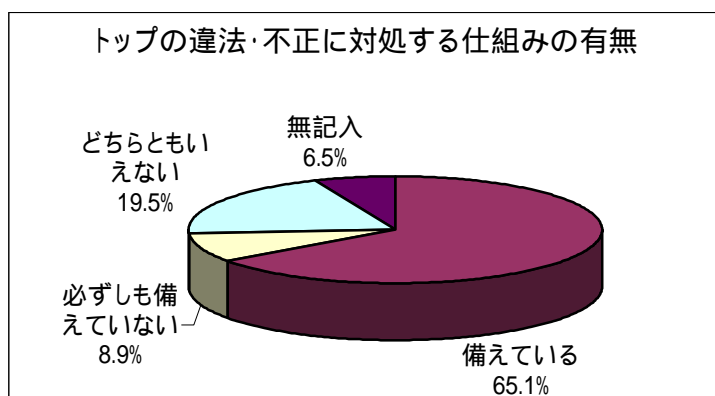
この質問ではヘルプラインの仕組みと利用法の周知徹底に向けて取り組んでいるかどうかを尋ねた。回答結果は「取り組んでいる」145社(85.8%)、「今後取り組む予定である」17社(10.1%)であった。「今後も取り組む予定はない」と答えた企業はなかった。

14. ヘルプラインの機能の度合について



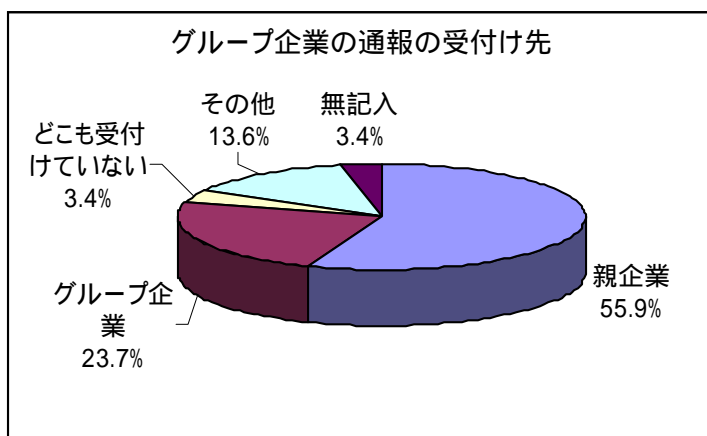
この質問では、企業が設置するヘルプラインがどの程度機能しているか尋ねた。回答結果は「十分に機能している」38社(22.5%)、「ある程度機能している」96社(56.8%)、「あまり機能していない」13社(7.7%)、「ほとんど機能していない」2社(1.2%)であった。

15. 役員やトップの違法・不正に対処する仕組みの有無について



この質問では、ヘルプラインが役員やトップの不正・違法に対して有効に機能する仕組みを備えているかどうかを尋ねた。回答結果は「備えている」110社（65.1%）、「必ずしも備えていない」15社（8.9%）、「どちらともいえない」33社（19.5%）であった。「備えている」という企業は本調査の回答企業全体では5割を下回る（48.2%）。

16. グループ企業の通報の受け先について



この質問では、子会社等のグループ企業の従業員などからの通報・相談をどこが受け付けているか尋ねた。回答結果は「親企業が受け付ける」99社（55.9%）、「グループ企業が受け付ける」42社（23.7%）、「どこも受け付けていない」6社（3.4%）、「その他」24社（13.6%）であった。複数選択形式の質問ではなかったが、複数回答（たとえば、親企業とグループ企業）が若干あった。「その他」のなかに「労働組合」と回答した企業もあった。

17. その他ヘルプラインに関して特に取り組んでいることについて

この質問では、自由記述のかたちでヘルプラインに関して特に取り組んでくることがあればお書きいただくようお願いした。その結果、36社（17.2%）から記述回答をいただいた。また、ヘルプラインの仕組みなどに関する資料の添付をお願いしたところ、21社（9.3%）からご送付いただいた。今回の速報ではこの記述部分や添付資料の整理は割愛して、あらためて詳細にとりまとめて報告させていただくことにする。